

## 自主規制規則の見直しに関する検討計画について

平成 29 年 7 月 19 日  
日本証券業協会

本協会では、本年 4 月 19 日から 5 月 18 日までの間、協会員等に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行った。

この間に協会員よりお寄せいただいた自主規制規則の見直しに関する提案は、以下の 1 件（協会員 3 社からの提案）である。

今般、同提案を受け、次のとおり、検討計画を取りまとめた。

### ○規制の見直しの検討に着手する事項

項番	提案事項	提案の概要	検討計画 (本年 12 月までに結論を得る予定)
1	協会員の従業員による信用取引及び有価証券関連デリバティブ取引等の禁止の見直し  <b>【協会員の従業員に関する規則】</b>	○ 信用取引やデリバティブ取引は、保有する金融資産やポートフォリオに対するヘッジ機能を提供するなど、投機的利益の追求を目的としない取引も存在し、資産形成やリスク管理に有効な取引手段の一つである。 また、役職員が実際に自己で取引を行うことにより、これまで以上に投資家の立場に立った説明ができるようになるなどのサービスの品質向上が期待できるほか、信用取引は仮需要の供給による流動性の向上という機能もあることから、商品の流動性の向上に資することも考えられる。	⇒ 「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において検討する。

項番	提案事項	提案の概要	検討計画 (本年12月までに結論を得る予定)
		<p>さらに、海外では全面的な禁止はしておらず、各社の方針や社内手続きによって管理・運用が任されており、国内における原則禁止の規制は海外と比べて非常に厳しい規制になっている。</p> <p>以上の理由から、協会員の役職員による信用取引及びデリバティブ取引を解禁し、代わりに投機的利益の追求を目的とした取引等の防止のための社内管理態勢の整備等を求める規制に変更してはどうか。</p>	

以 上

## 本協会の自主規制規則の見直しに関する検討手順・スケジュール

平成 29 年 7 月 19 日

時期	検討手順・スケジュール
平成 29 年	
4 月 19 日～5 月 18 日	○「自主規制規則の見直しに関する提案」の募集期間 (協会員通知及びホームページに掲載)
6 月	○協会事務局において提案を整理・検討
	○協会事務局が「課題整理 (仕分け表)」作成 (重要項目は、当面の主要課題に反映)
7 月	○自主規制会議、各所管分科会において「検討計画」を報告・公表
12 月	○自主規制会議、各所管分科会において「検討結果」を報告・公表
平成 30 年	
1 月	○自主規制会議、各所管分科会において「規則改正案のパブコメ実施」を審議・公表
2 月	○自主規制会議、各所管分科会において「規則改正案」を審議・公表
4 月	○規則改正施行

※平成 30 年度以降も、上記のスケジュールに沿って年 1 回を目処に実施する。

## 平成 28 年度「自主規制規則の見直し」について

平成 29 年 7 月 19 日  
日本証券業協会

「平成 28 年度の自主規制規則の見直しに関する検討結果等」については、平成 28 年 12 月 21 日及び平成 29 年 4 月 19 日（改訂版）に公表したところですが、その後の検討状況を以下のとおり取りまとめました。

なお、「結果」欄の下線部分が平成 29 年 4 月 19 日付けで公表した内容から変更があったところです。

項番	提案事項	提案の概要	結果
1	電磁的方法による徴求等の方法の変更  <b>【書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則】</b>	○ 「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「電磁交付規則」という。）で定める電磁的方法による書面の徴求方法の中には、タブレット端末を想定した規定がないため、保護預り口座設定申込書や店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に係る確認書等については、タブレット端末を利用した受入ができない。 ついては、電磁交付規則に、タブレット端末を利用した方法を追加してほしい。 なお、上記規則の改正にあたり、関連する法令（金融商品取引業等に関する内閣府令第 57 条の 3）の改正が必要ならば、当該法令の改正を要望してはどうか。	 ○ 対応済  規則の解釈について、平成 28 年 7 月 11 日付協会員通知により明らかにした。

項番	提案事項	提案の概要	結果
2	債券における「小口投資家」の定義の見直し <b>【公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則】</b>	<p>○ 「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」（以下「公社債規則」という。）第 14 条においては、小口投資家との取引に際して、①価格情報の提示義務、②公社債店頭取引の知識の啓蒙に努めるべき旨を規定し、より一層取引の公正性に配慮することとされているが、以下のア、イ、ウはいずれも特定投資家であり、エは債券の発行者であり、オ、カは一定の運用資金を維持し債券を主たる資金運用手段とする法人であることから、公社債の価格情報について一定の収集力・判断力並びに債券市場及び債券取引について一定の知識・経験をもつ投資家と考えられる。</p> <p>ついては、「公社債規則」において、公社債の額面 1,000 万円未満の取引を行う顧客のうち、小口投資家から除かれる「適格機関投資家」及び「上場会社及びこれに準ずる法人」に次の者を加えてはどうか。</p> <p>ア. 国            イ. 金商法第 2 条第 1 項第 3 号の債券発行団体            ウ. 外国法人で上場会社及びこれに準ずる法人            エ. 地方公共団体            オ. 官公庁共済組合            カ. 学校法人及び宗教法人等経済的又は社会的に信用のある法人</p>	<p>○ 対応済</p> <p>公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ、公社債分科会及び自主規制会議において検討を行い、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」第 14 条における小口投資家の定義から除く対象に、左記提案に掲げる者を加える改正を行った。（平成 28 年 12 月 9 日付改正、平成 28 年 12 月 20 日施行）</p>

項番	提案事項	提案の概要	結果
3	<p>取引所又は証券金融会社による規制措置が取られている銘柄に係る説明義務の適用除外</p> <p><b>【協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則】</b></p>	<p>○ 協会員は、金融商品取引所又は証券金融会社により以下の1～3の措置が採られている銘柄については、顧客から信用取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明しなければならないことになっている。</p> <p>しかしながら、信用取引を行う顧客の大半は、1～3に該当する銘柄を了知していると思われ、とりわけ1の日々公表銘柄については、一部の新聞において全ての銘柄が掲示され、また、証券各社のホームページにも掲載されている。</p> <p>については、1 日々公表銘柄については、説明義務の対象から除外してはどうか。</p> <p>1 金融商品取引所が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄</p> <p>2 金融商品取引所が信用取引に係る委託保証金率の引上げ(委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。)措置を行っている銘柄</p> <p>3 証券金融会社が貸株利用等に関する注意喚起を行った銘柄</p>	<p>△ 検討中</p> <p>「PTS 信用取引検討会」等における信用取引制度に関する議論の動向を踏まえ、引き続き、「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において検討する。</p>

項番	提案事項	提案の概要	結果
4	地場受け・地場出し規制の見直し  <b>【協会員の従業員に関する規則】</b>	<p>○ コーポレート・ガバナンスの強化策の1つとして、社外取締役を選任しようとしたところ、取引ごとの書面承諾又は取引口座移管に抵抗を覚える役員が存在する。</p> <p>については、社外取締役の選任を進めるため、社外取締役を地場受け・地場出し規制の適用から除外し、代替として、協会や当局への確認書の送付等を条件としてはどうか。</p>	<p>○ <u>対応済み</u></p> <p>「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において検討した結果、地場出し・地場受け規制を廃止し、投機的売買及びインサイダー取引防止については、「協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」に基づき、実効性ある手続きを社内規程に定め、管理する必要があるとの結論に至った。  <u>これらを実施するため、関係規則の改正を行った。</u>  <u>(平成 29 年 6 月 30 日改正、平成 29 年 8 月 1 日施行)</u></p>

以上